

海田町事業継続応援金(第2弾) よくある質問

【給付対象者・要件について】

質問	回答									
「中小企業者」とはどのような定義ですか。	<p>ここでいう「中小企業者」とは、次に示す定義によるものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金等の額</th> <th>常時使用する従業員の数(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金等の額	常時使用する従業員の数(※)	飲食業	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下
業種	資本金等の額	常時使用する従業員の数(※)								
飲食業	5,000万円以下	50人以下								
サービス業	5,000万円以下	100人以下								
「個人事業主」とはどのような概念ですか。	<p>ここでいう「個人事業主」とは、原則、事業所得(卸売・小売・サービス業など)のある個人を意味します。具体的には、税務署に開業届を提出している個人を意味します。</p>									
フリーランスも対象となりますか。	<p>対象となりますが、別途確認のための書類を提出していただく必要があります。それらを基に給付要件を満たすかどうか審査を行います。</p> <p>フリーランスの方の収入として、具体的には、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業収入が雑所得・給与所得として計上されている場合が挙げられます。この場合、収入が実質的には主たる事業収入のものであることを証明するため、当該年の確定申告書第1表における「収入金額等」の「給与」または「雑その他」欄に記載されるものと、支払いを証明する書類に記載されている額との整合をとる必要があります。</p> <p>なお、「給与」または「雑その他」欄の両方に事業活動からの収入が計上されている場合には、両者を合算して年間の収入であるものと判断します。</p> <p>申請にあたり、当該年の確定申告書第一表の写しの他、事業収入を確認できる書類を提出してください。</p>									
法人の経営者(個人事業主)ですが、住民票は海田町外、事業所は海田町内です。申請はできますか。	申請は可能です。									
法人の経営者(個人事業主)ですが、住民票は海田町内、事業所は海田町外です。申請はできますか。	「町内に事業所を有する」ことが要件となるため、申請はできません。									
サラリーマンをしながら、兼業農家をしています。この応援金の給付対象となりますか。	兼業分の収入が全収入の50%を超えているかどうかで判断されます。50%を超えていれば給付対象となります。									
商工会の会員ではありませんが、対象となりますか。	対象となります。商工会の会員・非会員は問いません。									
町内において2つの会社を経営しています。会社ごとに申請ができますか。	申請は事業主単位です。複数の会社、事業所、店舗を有していたとしても、申請はどちらか一方分に限りです。									
町内で法人の代表を務める傍ら、個人事業主としても活動しています。両方で申請ができますか。	申請は事業主単位です。複数の会社、事業所、店舗を有していたとしても、申請はどちらか一方分に限りです。									
開業後間もないため、前年の売上との比較ができません。	令和2年12月31日までに事業を開始されている方であれば、給付の対象となります。給付要件の詳細については、申請要領の「③給付要件、給付対象の確認」(P.4)をご確認ください。									
廃業予定です。給付の対象となりますか。	給付にあたっては、「事業継続の意思があること」を給付対象者の要件としています。廃業又は破産等を予定していた場合については、給付対象外となります。									
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、不動産所得が減少しました。給付の対象となりますか。	<p>給付対象となるかどうかについては、不動産の貸付けが事業として行われているかどうかにより判断します。不動産の貸付けが事業として行われているかどうかについては、開業届の提出がなされている等、原則として社会通念上事業と称するに至る程度の規模で行われているかどうかにより、実質的に判断します。</p> <p>ただし、建物の貸付けについては、次のいずれかの基準に当てはまれば、原則として事業として行われているものとして取り扱われます。</p> <p>(1) 貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数が概ね10室以上であること。</p> <p>(2) 独立家屋の貸付けについては、概ね5棟以上であること。</p>									

【給付について】

質問	回答
給付の決定について連絡がありますか。	申請内容について審査を行い、給付要件を満たすことが確認できた場合、「海田町事業継続応援金(第2弾)給付決定通知書」を、給付要件に該当しない場合、「海田町事業継続応援金(第2弾)不給付決定通知書」を発送します。通知書は、申請書に記載の住所へ郵送します。
申請後、どれくらいで給付されますか。	審査を経て、給付要件を満たすことが確認できた場合、申請から概ね2週間を目途に指定の口座へ給付を行います。ただし、申請件数が多数に及ぶ場合や申請内容、申請書類に不備がある場合、給付まで時間がかかる場合があります。
誤って受給した場合、どのようにすればよいですか。	給付要件を満たしていないにも関わらず応援金を受給した場合には、速やかに返還を行っていただきます。返還については、海田町役場 魅力づくり推進課までご連絡ください。また、給付後、給付要件を満たさないことが判明した場合には、給付決定を取り消し、返還に係る通知を行います。
給付(振込)がなされた場合、振込元は通帳ではどのように印字されますか。	「カイトチョウオウエンキン」と印字されます。ただし、金融機関によっては、印字される文字数に制限がある場合があります。

【申請手続きについて】

質問	回答
申請方法は前回と同様、郵送又は窓口への書類提出に限りませんか。	郵送、窓口での書類受理に加え、今回はWebによる申請も受け付けております。詳しくは、関連ページをご確認ください。 ⇒ https://www.town.kaita.lg.jp/site/covid19-joho-kaita/121653.html
申請書類はどこで入手できますか。	海田町役場3階 魅力づくり推進課にて申請様式一式を配布します。また、同じく役場1階ロビー、広島安芸商工会の窓口にも様式を設置します。海田町ホームページにおいても、様式の掲載を行います。以下のURL又はQRコードからアクセスのうえ、ダウンロードしてください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り海田町ホームページからダウンロードしてください。 ⇒ https://www.town.kaita.lg.jp/site/covid19-joho-kaita/121653.html
申請はいつから行えますか。	令和3年9月13日から令和3年11月30日まで、申請を受け付けます。
申請期間中の申請ができませんでした。期間終了後も受け付けてもらえますか。	受付期間終了後の申請については、受理できません。
申請書類を準備していますが、添付書類が揃わず、申請期間間に合いません。どうしたらよいですか。	申請期間内に、準備ができていない書類のみ提出してください。
申請は1回のみですか。	1事業主あたり一度までです。
申請書類の書き方がわかりません。	申請要領の「④申請書類の記入」(P.5)及び「記入例」(P.6~7)をご確認ください。それでもわからない場合は、魅力づくり推進課までお問い合わせください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限りお電話又はメールでのご連絡をお願いします。
添付書類は、どんなものを準備すればよいですか。	申請要領の「②添付書類の入手」(P.3~4)をご確認ください。それでもわからない場合は、魅力づくり推進課までお問い合わせください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限りお電話又はメールでのご連絡をお願いします。

【その他】

質問	回答
国の持続化給付金や月次支援金を受給しています。この応援金も受給できますか。	受給できます。 ただし、海田町が実施する本応援金と他市町が実施する新型コロナウイルス対策に関する支援との重複申請については、別途確認してください。各市町が発行する申請要領により確認できます。
この応援金は課税対象ですか。	補助金等については、税法上収入として扱われるため、課税対象となります。 ※ 事業主が法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税の課税対象となる。
新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けています。他に支援策はありませんか。	事業者向けの支援について、海田町ホームページに情報を掲載しています。 ⇒ https://www.town.kaita.lg.jp/site/covid19-joho-kaita/list77-369.html また、広島県ホームページにおいても事業者に対する支援について、情報が掲載されています。 ⇒ https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/covid-support/jigyousha-all.html
開業届の写しを提出することとなっていますが、紛失等により提出できません。どうすればよいですか。	開業届の提出が難しい場合、事業所の所在地が確認できる資料の提出をもって代えることができます。具体的には、事業所における公共料金等の支払明細書等が挙げられます。
国や県から給付を受けた給付金や補助金は事業収入に含まれますか。	申請書に記載する売上高については、国・県等から受給した給付金、補助金等を除いた金額を用いてください。